

令和4年第1回
志木市農業委員会総会議事録

令和4年1月25日

志木市農業委員会

令和4年第1回志木市農業委員会総会日程

令和4年1月25日（火）午後2時00分

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案

- (1) 議案第1号 『相続税の納税猶予に関する適格者照明』について
- (2) 議案第2号 『引き続き農業経営を行っている旨の証明』について
- (3) 議案第3号 『農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請』について

第4 諸報告（農業委員会会長専決規定含む）

- (1) 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について
- (2) 報告第2号 志木都市計画生産緑地地区の変更について

第5 協議事項

- (1) 次回総会の日程について
- (2) その他

第6 閉会

《議事録令和4年第1回》

志木市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年1月25日(火) 午後1時45分から午後2時40分

2. 開催場所 志木市総合福祉センター 4階 401会議室

3. 出席委員(13人)

会 長	13番	田中 満男
委 員	1番	三枝 将樹
	2番	市之瀬 滋
	3番	小山 武英
	4番	清水 和雄
	5番	山中 榮太郎
	6番	大島 廣明
	7番	齊藤 正歳
	8番	石井 敏男
	9番	波澄 洋子
	10番	抜井 和彦
職務代理	11番	志村 晃
	12番	志村 二美重

4. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

- 第3 議案第1号 『相続税の納税猶予に関する適格者照明』について
議案第2号 『引き続き農業経営を行っている旨の証明』について
議案第3号 『農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請』について

第4 諸報告

第5 協議事項

第6 閉会

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐野 由美子
書 記 三上 陽平

6. 会議の概要

○事務局長

定刻前ではございますが全員お揃いですので、令和4年 第1回志木市農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は、13人中13人でございまして、志木市農業委員会会議規則第6条の規定に基づいた定数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは議事進行を会長にお願いいたします。

○田中会長

あらためまして、令和4年第1回志木市農業委員会総会ということで、ご通知申しあげましたところ、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

【会長挨拶】

それでは、議事に入ります。

議事日程第2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

ご異議なしと認め、7番 齊藤 正歳委員、8番 石井 敏男委員にお願いいたします。併せて、書記として三上主事を指名いたします。

それでは、日程第3の議案に入りますが、

(1) 議案第1号 『相続税の納税猶予に関する適格者照明』について

以上、上程いたします。

それでは、

議案第1号 『相続税の納税猶予に関する適格者照明』について事務局朗読をお願いいたします。

○事務局 事務局朗読

○田中会長

それでは、議案第1号受付番号33番について、事務局から説明を求めます。

○三上主事 【事務局説明】

本案件は、相続税の納税猶予を受けるに当たって、申請者である相続人の方が納税猶予を受けるにふさわしい人物であるかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。租税特別措置法第70条の6第1項に規定されている要件としまして、1点目として、被相続人が死亡の日まで農業経営を行っていたこと、2点目として、相続人が被相続人から相続により取得した農地について、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められることとなっております。

受付番号33番の相続人及び農地の状況につきまして、田中満男会長にご同行いただいて確認してまいりました。

この後、田中会長よりご説明がございます。

以上でございます。

○田中会長

それでは、議案第1号 受付番号33番につきまして、わたくし田中から、説明、報告を行います。本案件は、申請人である ■■ ■■ 氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。申請地は、6ページをお開きください。

元の市役所から県道をさいたま市方面へ進み、■宗岡〇丁目の交差点を■折、約〇〇メートルほど進んだ〇側の農地が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■■■■丁目■■■■他■筆の現地を確認したところ、〇〇や〇〇が栽培されており、適正に管理されておりました。

また、申請者である ■■ ■■ 氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

それでは、議案第1号 受付番号33番について質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行ないます。

本議案、適格者として証明することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○田中会長

全員賛成ですので、

議案第1号 受付番号33番は可決されました。

ありがとうございました。

続きまして、議案第2号 『引き続き農業経営を行っている旨の証明』について

以上、上程いたします。

それでは、

議案第2号 『引き続き農業経営を行っている旨の証明』について

事務局朗読をお願いいたします。

○事務局 事務局朗読

○田中会長

それでは、議案第2号受付番号1番について、事務局から説明を求めます。

○三上主事 【事務局説明】

本案件は、相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、申請者が適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き、行っているかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるには、租税特別措置法第70条の6第32項により、納税の猶予に係る期限が確定する日までの間、3年を経過するごとに納税地の所管税務署に届け出ることとなっており、本証明は、その継続届出の際の添付書類となります。

受付番号1番の申請人及び農地の状況につきましては大島廣明委員にご同行いただき、確認しております。この後、担当委員よりご説明がございます。

以上でございます。

○田中会長

それでは、議案第2号 受付番号1番につきまして、大島廣明委員、説明、報告をお願いいたします。

6番 大島委員

会長の指名がありましたので、議案第2号受付番号1番について、説明、報告を行います。

本案件は、申請人である ■■ ■■ 氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。申請地は、7ページをお開きください。

元の市役所から県道をさいたま市方面へ進み、■宗岡〇丁目の交差点を■折、約〇〇メートルほど進んだ〇側の農地が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■■■■丁目■■■■他■筆の現地を確認したところ、〇〇や〇〇が栽培されており、適正に管理されておりました。

また、申請者である ■■ ■■ 氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございます。それでは、議案第2号 受付番号1番について質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行ないます。

本議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○田中会長

全員賛成ですので、

議案第2号 受付番号1番は可決されました。

ありがとうございました。

続きまして、議案第3号 『農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請』について

以上、上程いたします。

それでは、

議案第3号 『農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請』について事務局朗読をお願いいたします。

○事務局 事務局朗読

○田中会長

それでは、議案第3号受付番号1番について、事務局から説明を求めます。

○佐野主幹 【事務局説明】

本案件は、令和4年6月に完成予定の志木市新庁舎建設工事に伴い、工事に従事する作業員の駐車場確保のための一時転用許可の計画変更申請であります。こちらの農地につきましては、市街化調整区域に該当しておりまして、志木市の農業委員会で決議された後に、農林振興センターに意見を付した上で許可の計画変更申請をすることとなっております。

許可後の計画変更申請に係る意見書の用紙をご覧ください。今回の計画変更申請については、

工期が令和4年4月28日から令和4年6月30日に延長されたことに伴い、一時転用許可申請の期間を令和4年7月31日に変更する必要が生じたため、計画変更申請がなされたという経緯でございます。以上でございます。

○田中会長

ありがとうございました。

それでは、議案第3号 受付番号1番について
質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

他に質疑はございませんか。

意見等が無いようであれば、議案第3号受付番号1番につきましては、了承するとのことで、県に意見書を付して申請することと致します。

続きまして、日程第4の諸報告に入ります。

(1) 報告第1号『農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について』

いずれも専決したものでございます。

事務局、朗読をお願いいたします。

○事務局

事務局朗読

○田中会長

それでは、報告第1号 受付番号22番につきまして、抜井和彦委員の報告を求めます。

○10番 抜井委員

会長の指名がありましたので、報告第1号受付番号22番について、報告を行います。
申請地は、9ページをお開きください。元の市役所から県道をさいたま市方面へ進み、○
○を○折、○○メートルほど進み、○○を○折し、さらに約○○メートル進んだ○側が申請
地となります。現地は、○○となっておりまして、今回の農地転用において、近隣の農地へ
迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。

以上です。

○田中会長

続きまして、報告第1号 受付番号23番につきましても、抜井和彦委員の報告を求めます。

○10番 抜井委員

会長の指名がありましたので、報告第1号受付番号23番について、報告を行います。

申請地は、10ページをお開きください。元の市役所から県道をさいたま市方面へ進み〇〇を〇折、〇〇メートルほど進み、〇〇を〇折し、さらに約〇〇メートル進んだ〇側が申請地となります。現地は、〇〇となっておりまして、今回の農地転用において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。

以上です。

○田中会長

続きまして、報告第1号 受付番号1番につきまして、小山武英委員の報告を求めます。

○3番 小山委員

会長の指名がありましたので、報告第1号受付番号1番について、報告を行います。

申請地は、11ページをお開きください。元の市役所から県道を志木駅方面へ進み、〇〇交差点を〇折し、〇〇を約〇〇メートル進み〇折、さらに〇〇メートル進んだ〇側が申請地となります。現地は、既存の住宅敷地に隣接しておりまして、今回の農地転用において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。

以上です。

○田中会長

ありがとうございました。それでは、ただいまの報告第1号について、質問等がございましたらお願いいたします。

○田中会長

質問等がないようです。これらは報告案件でございますので、次に進ませていただきます。

○田中会長

次に、

(2) 報告第2号『志木市都市計画生産緑地地区の変更』について、事務局から説明を求めます。

○三上主事 【事務局説明】

本案件は、生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除による都市計画生産緑地地区の変更につきまして、都市計画課より12月24日に通知があったものでございます。詳細は、12ページから27ページをご覧ください。

ご確認等、よろしくお願い致します。

以上でございます。

○田中会長

ありがとうございました。それでは、ただいまの報告第2号について、質問等がございましたらお願いいたします。

○田中会長

質問等がないようです。これらは報告案件でございますので、次に進ませていただきます。
協議事項に入ります。

(1) 『次回総会日程について』でございますが、

令和4年2月28日月曜日、午後2時、総合福祉センター4階406会議室で行う予定で
ございますが、よろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

それでは、2月28日 月曜日、午後2時ということでよろしく願いいたします。

続きまして、

(2) 『その他』ということで何かありましたらどうぞ。

(なしとの声あり)

委員さんの方から特に何も無いようなので、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○事務局 佐野主幹【事務局説明】

それでは、事務局より、連絡させていただきます。

①8・1調査について

②朝霞地区農業委員会連絡協議会担当者会議開催後の報告について

以上でございます。

○田中会長

以上をもちまして、令和4年第1回農業委員会総会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました。

議 事 録 署 名 簿

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和4年1月25日

志木市農業委員会議長 田中 満男

7番 齊藤 正歳

8番 石井 敏男